総　合　討　論

司会：どうもありがとうございました。
だいぶ時間も押してきましたが，これから討論に移りたいと思います。これまで講演された方々，前辺に席を用意いたしましたので，そちらのほうにお集まりください。そして，座長を小野先生にお願いしたいと思います。では，よろしくお願いします。

小野：今日は，非常に話題がたくさんでありまして，また，まとまらないんではないかと，最初から予想しておりますけれども，それぞれの聴衆の方がご疑問に思った向きが最初にあろうと思いますので，しばらくそれをお伺いいたしまして，それから今日の主題になります種の保存のCITESの新基準を受けてというところの話に移っていきたいと思います。では，何か質問がございましたら，先に各先生方がいらっしゃいますので，質問をしていただきたいと思いますが，ございませんでしょうか，どなたでも，はい，どうぞ。

質問者：種の保存法で指定された哺乳類ですけれども，先ほどアマミノクロウサギの例がありましたが，この種の保存法に関して，政令とかが出て，何か前進したこととか，そういうことがあったのかどうか，ということをちょっとお聞きしたいと思います。

小野：どなたに。

質問者：ではヤマネコとか，クロウサギとかで。

佐野：え，すみません。事実関係からお話ししておきますと，現在の種の保存法の指定の対象となっております哺乳類というのは，実はイリオモテヤマネコとツシマヤマネコの２種であります。では，ほかのやつはどうなっているかということなんですが，これもお話に出てきた法律ですけれども，鳥獣保護及ビ狩猟ニ関スル法律というのがございますので，ではほかの哺乳類はそんなに何でも好きにしていいのかというと，基本的には勝手に捕ってはいけない，狩猟の対象になっているのはその中のごく一部ですので，基本的には捕ってはいけないということが，現在行われているわけであります。では，そうすると，この法律で何が変わるのかということになりますと，大きくは生息地の保護というものができるようになった。それも実はいまどうなっているかと申しますと，まず，動物自体を指定したのが今年の１月の年初めでございますので，それからわさわさと作業を始めて，何とか今年中には区域の指定ができるであろうということになります。

実は，もうすでにお話があったように，この法律の性格からいって，一番最初の石井さんのお話にあったみたいに，西表島なら西表島の全域をその指定をしてしまってということが必ずしも難しい仕組みになっております。そういうふうに広くすくう管理をするというのはなかなかこの法律は苦手でございまして，核心的な部分について指定をして，そこについての生息環境を守る。

それから法律がなければできないかというのは別問題でありますが，実際のベースとして，この法律ができたということで，増殖事業，いまでも餌をやっていますが，そういう保護事業のようなものもかなりシステマティックにできるようになるのではないかと思います。

小野：どうもありがとうございました。ほかにございませんか，いま大変はっきりしたお答えで，私たちが動物を守りたいという考え方と，それから法律というもののずれというか，そのへんのと

ころをお話しいただきました。

村上：今の話，私たち哺乳類学会のほうで問題にしていますので，一言申し上げます。今の日本版のレッドデータブックはやはり不備なんです。従って，それを元に指定されること自身がちょっと問題がある。従って学会として，どの種類をこの種の法律に適用する種にするのかという順位を付けるべきだと思って，その作業を始めています。哺乳類保護管理専門委員会がありまして，そこのワーキンググループにこの日本版レッドデータブックの作成委員を作っています。それで，今度10月の大会の時に，第一次のアンケート方式のまとめをやります。それで現在それのリストアップから，対象にならないと考えられる種と，対象になりそうなやつはこれだというものを出します。そのあと対象になりそうな種について生息現状がどうかということも積み重ねていってやろうという形で進めつつあります。

それに関しては植物分類学会は学会として行ったのです。ほかのものは単なる委員選びで委員の人がレッドデータを選定しています。そういう意味では現在のリストには非常に問題があると思うんです。だから，むしろ環境庁のほうが学会が作ったものを受ける入れる要素があるのかという話を私はお聞きしたい。

佐野：実は，役人に得意の逃げで申し訳ないんですが，私も，既に持ち場を離れているのですが，私が聞いている限りでは，レッドデータブック自体の動物編はもうできてもうすぐ５年になりますので，これの定期的な見直しというのがいるのではないかということを考えていますので，その結果としてそういうものに反映できればいいのではないかと思っております。

小野：スピーカーのほうの間の議論のほうがなかなか盛んになりかけておりますが，これもまたおもしろいと思いますけれども，まず質問のほうから受けておりますので，ございますか。はい，どうぞ。

質問者：では，私のほうから種の保存法の譲渡規制の改正について，佐野さんにお尋ねしたいんですが，先ほどのわかりやすいご説明をいただきまして，その中で正規流通しているものと，違法流通，つまり違法な入手先から入ってきたものと区別することが重要である。ただそのためには非常に業者さんを中心に，様々なコスト負担をしていただかなくてはいけない。このコスト負担と結局違法流通をどこまで許すかということのバランスが重要であるというお話をされたんですね。非常に一般論として，正くそのとおりだと思うんですが，それでは具体的にお聞きしたいんですが，先ほどのドラム缶の絵の中で，業者さんたちが適正な流通であることを証明するためにいろいろなことをしなければいけないと，ドラム缶の中でそういうことがされているということをおっしゃったんですけれども，それがどのぐらい適切に行われているか監督官庁である環境庁などは，どのように把握するのか，そのチェックシステムについて，ちょっとご説明いただきたい。

佐野：この法律では何を予定しているかというと，先ほど正確に説明しなかったんですが，あの絵の上でドラム缶の中に入っている業者さんについては，その材料の売り買いをしたときは，誰からどういうものを買ったか帳簿に残しておくことを義務づけています。必要があれば，われわれの担当者がそこの帳簿を検査する。そもそも，簡単にいっていますけれども，要するに商売をやっていらっしゃる方の店に立ち入って，帳簿を見せろということ自体，法律の仕組みがなければできないことですから，そういうわれわれの取り締まりの担当者に帳簿を見せていただくということになります。その時に世の中では裏帳簿とか，何とかかんとかというものがあります。そのへんが難しいところ

なんですけれども，制度を作ったほうの者からいえば，一つはそういうふうなものというのはずうっとそこから先は日向には出てこられない。先ほどの絵を思い出していただければいいのですが，マル適マークはもらえないわけですので，これは世の中の流れとして，そういう象牙というのはちゃんとマル適マークのついたものを買いましょうということになれば，それは表には出てこられないわけですから，だんだんなくなっていくであろう。

考え方として，何とか商売として成り立たなくなってしまえば，それはだんだん枯れてくるわけでございますので，そこのレベルまではなんとか確保したのではないか，というふうに考えています

村上：先ほどの違反事例のところだったのですが，その標章というのは一対一対応ができるのか。そこに問題があると思うんです。

小野：はい。

佐野：あの，標章というのはどういうものかというと製品一個一個に付けますということで，では，その時にわれわれの環境庁の人間が全部お店に出向いていってやるのかということになると思いますから，それは基本的にはまず指定団体，民間団体にやってもらうということになると思います。

それも，逐一お店のものを全部をチェックするかということではないと思います。そこが今いったようなわけで，では，何か，判こ一本に絶対まぎれもないように管理できるかというと，仮に何が何でもやってやるという悪意の方がいたときに，それを全部阻止できるかということまでちょっと言い切れるか，というと疑問になってきますが，それが今いった意味で，そんなことをやって商売としては割に合わないというところまでは押さえられるだろう。そうであれば，これ一つ，実はこれが好事家が何が何でも欲しいといったら集める人のとの違いでありまして，商売として成り立たないという程度まで押さえ込めばいけるんではないかと思っております。

村上：ちょっといいですか。標章つきのものをたとえば誰かに売って，その標章を取り上げて，次の違法で入ったものにその標章をくっ付けて売るのはチェックできますか。

佐野：そこはむしろ技術的な問題でして，われわれも調べています。たとえばはがすと壊れて付け替えられなくなるシールというが技術的にあるんだそうでございます。そのへんは勉強しています。

村上：ああそうですか。

小野：何となく業者と官庁とのやりとりみたいになりました。（一同笑い）割りと細かいところに入っていますが，どうぞ。

質問者：種の保存法の希少野生動物種の関する指定されている生物の生息地とか，繁殖地であったりとか，そういう場所についての開発の規制について，ちょっと私は不勉強な部分もあるので教えていただきたいことがあるんですが，そういう開発の規制という部分についてのガイドライン的なものをいま作られているという話を聞いているのですが，それがだいたいどういうものになるのか，具体的には生物の種によって開発について影響範囲がどれぐらいのものができるのか，あるいは開発の規制がどこまでできるのか，もうすでに着手されているものについてもできるのか。あるいは公共事業がどこまでそういう規制ができるのかということについて聞きたいと思います。

小野：これは佐野さんでしょうね，やっぱり。

佐野：せっかくですから，なるべく他の人にお答えいただけるようなご質問をいただけるとありがたいんですが，（一同笑い）そういう開発許可の基準についてはこれは当然一つは行政のほうで，一方では透明な行政と恣意的なものであってはいけないというような要請もありますから，基準をつくらなければならないわけです。その時にやは

り希少野生動植物はありとあらゆる動植物を視野に入れていますから，大変多様なものにならざるを得ない。たとえば同じような例として，国立公園の開発に関する基準のようなものはある程度一定ものをつくって全部公表しているんですが，これはいま指定しているものでも，魚とトンボと動物と鳥では全然違わざるを得ないということで，物的にはそれぞれの動物に合わせて場所場所を指定するときに，その基準も合わせてつくるということになると思います。

いくつか，こういう場合はどうだというご質問がございましたけれども，たとえば現在工事をやっているものを止められるかということになりますと，これは一般に法律の考え方では非常に難しいというのが一般的な考え方です。それは端的にいうと既得権みたいなものがありますし，もし止めるとすれば，恐らく補償を要するということになろうかと思われます。

それと公共事業については，これは基本的にはこれは何人であっても掛かりますが，掛かるということになります。ただ，その時に役所というのはなんかお互いがお互いに勝手なことをやって，何かいきなりどっちかがどっちかを殴ってということには普通なりませんので，そういう計画があるときはそもそもそういう地域を指定するのか。あるいは指定する場合では，たとえばいま問題にいろいろ上げられています河川の整備にしても，洪水を防ぐということ自体は大事なことでありますので，では，どのように折り合いを付けたらいいのかということを折り合いを付けながらやるということになると思います。

小野：いま質問をお伺いしているわけですので，もっとほかのスピーカーの方に対する質問がございますか。はい，どうぞ。

質問者：村上先生は，さきほどリストを作っていらっしゃるというお話があったのですが，絶滅の恐れのある野生生物種を守るという法律という形の中を追っかけてリスト作りをしているということについて，いけないというのではなくて，すごい不安を感じるのですが，そのへん大丈夫なんでしょうかという質問がしたいわけです。

あくまでも絶滅のおそれのある動物の保護をしているわけで，それについて，現在の法律を目一杯やっていただこうという仕事をお願いするとともに，むしろ，鳥獣保護法を野生生物保護法に変えるための動きをしないと，かつてはトキも有害鳥獣駆除の対象だったわけですから，いま先ほどお話がありましたように，シカがいまのような形でもって，野生鳥獣保護法で対応していると，たちまち絶滅保護法のほうの種類に変わるのではないかなという懸念を，私は持っているのですが，そのへん，先生はどのようにお考えでリスト作りをされるんですか。

村上：難しいと思います。現在の鳥獣狩猟に関する法律に非常に不備な点があることははっきりしていると思います。それで，これを何とかしようという動きがいっぱいありますが，これはやっぱり時間が掛かります。それで，絶滅の恐れのあるというのはやっぱり一つのカテゴリーですけれども，ある特定の対象種では緊急を要するだろうというので，それを取り上げることに意味があると思っています。

ただ，それの該当する種類というのは恐らく環境庁のほうで指定するのは，私らが考えている範囲よりもはるかに狭いだろうと思っています。それからもう１点は生息地もほとんど指定できないだろうと思っています。だから，この法律によって守られるものはあまりないと思っています。正直な見通しです。これは人の前では言ってはいけないが，本当にこう思っています。それでも種の保護を総合的に行うには従来より良い法律が出てきたんだなと思っています。それを有効になるよ

うにできるだけ広い範囲で，この法律でカバーして欲しい。しかし，カバーできなかったものをどうするかという問題は残るわけです。その時に，やはり僕は，将来的には野生生物保護法というのを作るべきだと思っていますけれども，現段階では鳥獣保護法で一応いろんな問題があるやつを改正して，それらをカバーできるような法律をつくって相互補完すべきだと思っています。以上です。

小野：ほかにございますか。先ほどから出ております質問がだいたい，これから，私，ちょっとの時間皆さんに討論していただいたらどうかと思うポイントを二つともカバーしているんですが，一つは，いわば，法律論というか，きょうの種の保存のCITESの新基準という問題をめぐって，先ほど磯崎さんのほうから説明してもらいただきましたが，種の保存か，個体の保存かという問題も絡んだ，いわば法律論みたいなものが，皆さん，議論がありましたら，そのへんを議論していただきたいというのが一つであります。

もう一つは，もっと広い話になるかもしれませんけれども，環境の保全という側面が今回の法律とか，そういうものとどういう関わりがあるのか，私自身も実はこの法律のときには多少の近よりがあったんですが，いまだに釈然としないところもあるんです。（一同笑い）正直に言いますけれども。

というのはもともとの絶滅の恐れのある野生動物の法律などはいらないような時代が来るのがいちばんいいわけでありますので，それはユートピアの世界であります。現実はそうはいかんぞというところでしょうがなく作っているのが，絶滅の恐れのある野生動植物種の保存法という法律でありますので，いわば，これは必要悪みたいな感じで私は受け取っているわけです。しょうがないからやっているんだというんです。それだけ人間のほうはよくないわけでありますが，そのへんも含めまして，環境の保全というのをどのように考えたらいいのかというところを，先ほど角野さんからたいへんおもしろい，親水公園のあの方法というのはけしからんというお話がありましたけれども，あのようなものも含めまして，そのへんのところを一つと両方があると思いますが，前者のほうの法律関係のところでまだご意見をお持ちの方，それからご質問をお持ちの方がございましたら，どうぞ，ご発言ください。それから先生方のほうで，ご意見がございましたら，お互いにやっていただいても結構です。

どなたかご発言いただけますか，はい，どうぞ。

発言者：法律の関係について一つお伺いします。磯崎先生，先ほど，種というのは保護法益にはなり得ないというお話をされていましたけれども，主権の対象とならないという言葉を使われたと思います。「環境権」という言葉がありますけれども，そちらとの関係はどのように捉えているのでしょうか。

磯崎：いまの二つは全然違う概念です。環境権もそれぞれいろいろな受け取り方があります。環境基本法を作る際にも，やはり環境権についていろんな主張がありました。そこでは要するに人権のような抵抗権，何かに対して抵抗するための根拠を環境権というものに求めるという側面で使われているところが多いのですが，情勢がそういう押されている場面でなければ別の意味での環境権が出てくる可能性があるかと思います。

その別の意味でのほうが実は先ほど触れました権利対象にしないほうがいいというところへつながるんです。具体的には，たとえば主権という言葉と絡んで経済主権，各国家が主権を持っている，または経済的な面の主権を持っている，だからその主権の下に自国の経済活動についてほかからとやかくいわれる筋合いではない，ほかからは絶対に何だかんだいわれなくていいんだという発想が

あります。同じような趣旨で環境権というのが使われそうになった時期があります。各国家がやはり環境について主権を持っている。自分の国が自分の国の環境をどのように考えるかは，その主権の範囲内であるというに使われそうになった場面があります。ここになりますと，国内法で考えられている環境権とはちょうど正反対に動いてしまう可能性があります。

国際社会では，そういう面がちょっと強く出る場合があります。それに対して，環境権的なものは国家に対して認めるのは好ましくないだろうという考え方が，ストックホルム会議のあとあたりに少し議論されたことがあります。

それの流れから，逆にそういうことを規制するため，またはそういう権利が各国家にあるわけじゃないという観点で，生物種については主権などの権利対象にないとされました。国際法上，これはそれぞれ条約にほとんど書かれていますけれども，生物資源については主権があるとか，あるいは遺伝資源に対して主権があるという言葉が使われています。これはもうまさかひっくり返すわけにはいかないところですが，その際に先ほどのような考え方を出すと，だからといって生物種については全部その国がなくしていいと思ったからといって絶滅させていいということにはならない，とそこへつなげることができる。そういう意味で使われようとしています。

ですから，現在の価値観，社会情勢を離れてしまえば，いま質問にありましたように全く同じ考え方ということもできます。ただし，現在の社会情勢と価値観が今の二つの概念についてちょうど反するような形で働いているので，使われるときには正反対の場面で使われているのではないかと思います。

村上：地域個体群というものは当然ありますね，実態と合っているわけでしょう？これは使えるわけでしょう？CITESでも，地域個体群を使っていますから個体があって，地域個体群があるのが種であるわけですね。

磯崎：はい。

質問者：ありがとうございました。そうすると，種という概念，種と個体群になるんでしょうけれども，それが法律の概念からこぼれしまうということにもならないでしょうか。法律の規制の，規制ではないかな。法律の上で考えていく，用語というか，概念としてこぼれちゃうような気がするんですけれども。色々な議論になって出てくるとわからなくなってしまいます。

磯崎：はい，それは大丈夫だろうと思います。つまり個人または国家が種に対して権利を主張できないということですが，同時に保護すべき法益であるとされています。それぞれの条約などで，権利対象にしているのは，先ほど触れましたように，生物資源とか，遺伝資源が権利の対象なんですが，保全し，保護するべき対象としては生物種というのが入ってきています。結局国家や個人が左右すべきものではなくて，全体のものであってという趣旨で守るべき対象として入っています。

小野：よろしゅうございますか。はい，どうぞ。

質問者：先ほどの開発規制の部分の質問とそれから環境庁の方の答えのところで，種の保存法ができて，生息地の保護が可能になったということと，それから西表島全体が無理だという議論でした。西表島を恐らく国有地がかなり多くて，国立公園にも指定されていて，ほかのところと比べると，かなり守りやすかった思うんです。その国立公園で，それからその後の開発規制に対して，どういうことを考えているかということで，多分許可基準について答えられたんですが，その点でいけば国立公園でも特別地域で許可制のところは許可基準，魚についても，哺乳類についても違うかもしれませんが，今度の種の法律についても管理区域

というふうに指定されれば，これは許可になるし，そうでないところは指定されても届出制という仕組みは国立公園，自然公園の場合も同じだと思うんです。

恐らく先ほどの質問ではむしろ，許可制になっている地域というのはごくわずかしか指定されていなくて，たとえば私が住んでいる埼玉県でも自然公園は非常に多いですけれども，許可制になっている地域は全体の5%未満です。だから，守りたい動植物の住んでいるところはほとんど届出制で，ゴルフ場でも，工業団地でも，住宅でもどんどんどん開発されていってしまいまして，そこが問題なわけですから，そういうところをどんどん広げていくという方向を考えないと，従来のものも，それほど変わらない，ただ法律を作った，もちろんそれはいいです。職員も多くなって規制していけばいいのですけれども，やはり動植物，公共的な利益というものを守るのは国ですから，それを国民から信託されているわけで，できるだけ許可制になっているところだけではなくて，もっとそういう場を，たとえば公有化していくなり，広げていくという方向で努力していただきたいということです。

小野：今のは大変よろしい要望でございまして，「頑張れ」ということでございますから（笑）これはちょっと環境庁のほうもそう「頑張ります」というは簡単ですけれども，具体的なものが出てこないと思いますが，よろしゅうございますか。何か，お答えを希望しますか。

質問者：頑張れというか，頑張らなければできないということで，もっと国が責任を持ってやって欲しいという意味なんです。

小野：はい。わかりました。

質問者：許可制だから，許可基準について，こういうことしかできないじゃなくて，もっと積極的にやって欲しい，そのへんを出して欲しいということなんです。

小野：いま堂本議員においでいただいておりますので，何か，お話しいただけるそうです。

堂本：私は生物学者でもないし，動物学者でもありませんが，生物に関しては以前から深い関心を持っており，現在参議院の環境委員会の理事を務めております。そこで常に感じることは，国会における環境関係の法律案の審議がいかに形式的なものかということです。１９９２年の生物多様性条約批准の際には，外務委員会における審議はたったの55分でした。子どもの権利条約批准の際にはのべ30－40時間も審議したのに対し，生物多様性条約は衆議院で１－２時間，そして参議院の場合は，私が与えられた時間は55分だけ。種の保存法も私の担当でしたが，確か１時間ぐらいだったと思います。このあいだの改正法もちょうど１時間ぐらいでしたね。条約にしても，法律案にしても十分に国会で審議しているとは私は思っていません。村上先生のおっしゃったとおりだと思うんです。

種の保存法というのは全く機能していないのが現状です。私もあなたと同じで，どのぐらいこれが機能するかということで，西表ヤマネコのことでここ２年ぐらい調査しています。ご存知の通り西表ヤマネコは，種の保存法が制定されてから最初に絶滅危惧種に指定されました。指定されたら当然保護されると思うじゃないですか。しかし，実際には，まったくその逆です。私も現地に言ってこの目で見てきましたが，さとうきびを植えるために，広い地域をブルトーザーで掘りかえしていました。今の法体系でいえば農水省管轄の「土地改良法」の方が環境庁の種の保存法に優先してしまうのですが，この「土地改良事業」が，ヤマネコの住んでいるところでも進んでいるのです。

先ほど，佐野さんの方から，林修三先生のお話が出ましたが，そのレベルで話をすれば日本全土

が開発されてしまうと思います。その意味で私は「物わかりのいい相手」には絶対になりたくなくありません。

西表ヤマネコは非常に有名で，国際的にもよく知られています。この絶滅を止められなければ，日本中の名前もないような種の絶滅をくいとめることは不可能だと思います。ですからヤマネコは，私にとって1つのシンボルであり，特に一生懸命にやっています。環境庁とも農水省とも何度も話をしました。

しかし結局，「日本の法律体系を全部土台からひっくり返さない限り，西表ヤマネコは救えませんね」と言われました。私は「是非そうしてください」（一同笑い）と言いました。いまの法律では，住民国有林を払い下げて開拓することができます。これは昭和24年にできた「土地改良法」に書いてある。何度も何度も改正はしているから，最終的にはそのままの文言ではないんですけれども，精神としては開拓なんです。現地へ行ったら開拓という看板が立っている。釧路湿原に行っても同じです。釧路湿原の場合は，国立公園で，天然記念物で，ラムサールスポットで，日本の保護に関するあらゆる法律の網がかかっています。それでも，いまでも堤防もつくっているし，埋め立て工事も進んでいる。

なぜか。いま環境庁の佐野さんが「役人同士の整合」とおっしゃいましたが，全部の役所が種を守ることを了解しないと守れないような行政のあり方では日本列島は間違いなくダメになると思っています。しかも日本は，2000年までに約600兆円を公共事業に使おうとしています

たとえば比較するのに，今年の環境庁の概算予算要求が650億円ぐらい？

佐野：ま，今年6年で使わせていただいているのはそのぐらいです。

堂本：そのぐらいですね。600兆円というのはそれにゼロを4つ付けた数字です。環境庁の予算では，保護のために土地を買い取ることもできないわけです。おっしゃるとおり，私も予算を増やせばいい，と思ったんですが，結局環境庁が現状でできることは，全然開発の予定のない山奥を指定することぐらいになります。化石種といわれるアマミノクロウサギにしても同じ。これは私が予算委員会で当時の宮沢総理に質問をしたときに，「行政的に対応します」という答弁を得たんです。にもかかわらず，その年に調査のために付けられた予算はなんと約3万円でした。一国の総理大臣が言ったにもかかわらず。そんな馬鹿な話はないということで，環境委員会で「もっと付けてください」と言ったところ，小野先生を団長とする九州大学のチームが開発予定のゴルフ場や林道を調査するためにやっと800万円の予算がつきました。

でも，先ほど杉村さんのお話にあったように，どんどんウサギは減っている。ゴルフ場というは一年以内に着工しなければ許可が取り消されるそうです。鹿児島県は1年ごとに許可を延期したのですが，今年は6か月しか延長しませんでした。だから9月には着工できるわけです。着工しなければ許可が取り消されるという状況にありますから，ウサギは本当に絶滅していくかもしれない。

先程来，申し上げているとおり，現在の日本の法律では，これらのことをくい止めることはできません。今問われているのは行政のあり方です。やはり，環境庁のコントロールが利くような制度にしない限り，生物多様性の保全はできないと思います。しかしそれ以前に，建設省，農水省，運輸省の工事のやり方を変えるべきです。公共事業を全否定はしませんが，自然を最大限に保全するという視点をもちながら設計し，工事をすすめてほしい。

今年にはいって，私は行政改革のプロジェクトに参加し，公共事業の見直しという作業に取り組

んでいます。建設委員の議員さん達を相手に，自然公園を公共事業として認めてもらえるよう主張してきました。600兆円の公共事業のための予算の内，１兆でも２兆でも自然保護のための土地の回収費として使えれば，という気持ちからです。

今必死になってやっていることは建設省との交渉です。自然公園を公共事業として認めたのはいいのですが，それと同時に今，河川，ダム道路の建設など，インフラ整備のための長期計画が１６本あります。建設省も「環境政策大綱」をつくるなどして環境を配慮するようになってきていますが，そのやり方はといえば，高速道路の下に猿が通るトンネルをつくったり，ビルの屋上に緑を植えたりといった具合です。

しかし重要なことは，人工的な疑似自然をつくることではなく，人間が造ることのできない自然を守ることなのです。つまり生物多様性の保全です。

ずいぶんまとまりのない話になってしまいましたが，今私の感じていることを思うままにお話させていただきました。どうもありがとうございました。（一同拍手）

小野：結論のようなものを話していただきまして，恐縮です。環境の問題というのは本当に根が深いわけです。日本では私がいちばん最初に申し上げましたようにやはり日本国土に対する政府の基本的な姿勢というものがなかった。野生生物をどう扱うか，野生生物という言葉も，実はワイルドライフの直訳でありまして，もともと日本語にないような状態の中から出発してきているわけでございまして，なかなかことは簡単にはいかないし，実際に危ない部分もあるんですが，ところがどっこい動物のほうはなかなか強いところがありまして，先ほど堂本議員がおっしゃったイリオモテヤマネコも，私もずいぶん長く付き合っているわけですけれども，今に至るも実は100頭内外の個体数を数万年に渡って維持し続けているという大変すばらしい動物であります。実際は西表から１歩も出たことのない動物たちです。１歩出ているんですが人間が動かしただけの話であります。（一同笑い）

そういう状態の中で彼らは生き抜いてきている。それを人間がやっちまおうと思えば一気にやれるわけであります。そういう動物のほうもどっこい生きているというところがありますので，われわれが少し手を出せば十分生き抜ける部分がありますので，あまり絶望的にならずに議会でもひとつ頑張っていただきたいと思います。

まず，環境の問題については森林，平野，河川，沿岸帯とたくさんの問題がありますが，ちょっと先生方のほうで何か一言。

池田：いままでの話をいろいろ聞いていて，だいたい私がこういうところに出てきて話をすると，最後っ屁のようにいままでの話を蒸し返したくなる悪い癖がありまして，蒸し返します。それは一つは，今まで皆さんが考えられ，話されていること，この中ではすごく一致するんですけれども，非常に議論のベースが曖昧であるということが一つ。それはなぜかというと，皆さんは「保護」という言葉を使われていますけれども，何となく了解されているんですけれども，「保護」ということはどういうことなのかということを議論のベースがまずできていない。保存でも，保護とか，保存とか，保全とか，といろいろ使い分けられているんですけれども，それがほとんどどういう意味合いを持っているのかというのは前提がないまま語られているんで，「保護」というと何となく守るというと，いいように聞こえるんですけれども，そろそろそれはきっちり考えないといけない。

それはなぜかというと，対象とすべきものが，種の保存法で上げられたように，たとえば里山のような自然の場合に，かつて管理したところが，

その管理システムがなくなったがために種が滅びるという現象がすでに起こっている。もう一つは，逆にイリオモテヤマネコのように，かつて原生的な環境であったところが人手が加わることによってその種が滅んでいくという現象もある。とすると，これを一緒くたに保護する，あるいは保存するということでは片づかない状態になってきている。そういうことを考えていかないとなかなか具体的にどの種をどのように残していくのかという議論ができないのではないか。

それでは，村上さんが，ヨシ原が残っていて自然だといわれましたけれども，自然という言葉を簡単に使いますけれも，ヨシ原というのはこれまでの淀川というのはこれまでの河川改修も進めながら，いろいろ人間環境の中でヨシ原が成立していた。では，成立してきたものをどのように残すかというのはやはりダイナミックな視点しか残せない，と思うわけです。オオタカなんか，多分そういう環境の中にいて，多分人間がいなくなればオオタカもかつての生息数からすとんと落ちてしまう可能性がある。人間がいるからこそオオタカもいるという可能性だってあったわけです。

だからそういうものをそろそろ，もう少し私としては科学的なベースの中で議論していかないと，なんでもかんでも止める止めるということだけではダメです。そのように思っているのは，私どもが指定している天然記念物の中で，天然記念物はアンタッチャブルであるという非常にありがたい誤解がありまして，アンタッチャブルにしたおかげで滅んでしまったというものが現にあるわけです。管理しなければならなかったのに，触られなくなったために滅んだものがあるわけです。これはやはり多分角野先生あたりの植物のほうから出て来るんですけれども，どうしても日本人というのは「管理」という言葉が非常にいやがるんですけれども，やはり，管理，manipulation，触るということをそろそろ考えていかないと日本の野生動物というのは残らないのではないか。そういう議論を本当はぎりぎり詰めてやったほうがいいんではないかというのが，今日の私の感想です。

小野：ありがとうございました。ほかにどうですか，角野さん。

角野：では，私も一言。最近，世の中の状況というのはものすごく変わってきていると思うんです。環境だとか，種の保全というのが一つの流れになっているわけですね。そういうところでどうしたらいいかといろいろわからないときに，たとえば建設省の多自然型が出てきた。これだということで流れているというとちょっと語弊があるかもしれませんが，そういうのがいまの状況だと思うんです。しかし，やはり実際にはあれは種の保全には，何も役立っていない。役立っていないというと具合が悪いですけれども，あのようなことをすることによって，いままでそこにいたはずの動物や植物たちが実際に消えているわけです。そうなると，これが本当の人間と生物の共存だろうか，と疑問に思わざる得ないわけです。

それではどうすればいいのかということが問題になるわけですけれども，それについては，私たちは研究者の立場からしても，やっぱりよくわからないことがたくさんあるというのが実情です。だからこそ，生育環境の保全というのは，いったいどういうことなのかということに学会でも環境庁でも全部で真剣に，そして急いで取り組まなければならない。そういうことを抜きにして，生育環境の保全というと，法律レベルで語ることはとてもじゃないが無理なわけです。それよりももっと基本的なところで，生育環境の保全とはどういうことなのかということをまず明らかにしなければならないと考えています。

小野：はい，どうも。ほかの先生，ご発言いただける方がありますか。とくにございませんようで

したら，どうする。

だいたい，私司会があまり上手じゃありませんで，勝手にみんなにしゃべらせておいて，後で，みんなをわからなくするという癖がありまして，こういう会合はあの時に僕は一言いいたかったという気持ちを残しながら，別れるのが大変よろしい（一同笑い）。これで今日の会合を終わりたいと思います。（一同拍手）

司会：では，皆さん，長時間ありがとうございました。特に答弁いただいた先生方，それから座長の先生，大変にありがとうございました。きょうのまとめといいますか，講演をいただいた方のレポートはこの関西自然保護機構の「KONC」という雑誌に近い将来載ることになりますので，ご希望の方はお求めいただければ思います。それでは長時間どうもありがとうございました。（一同拍手）